

強引な訪問買い取りに注意を!

買取業者が自宅に来て物品を買い取る、訪問購入のトラブルが増加しています。約束した物品の買い取りだけでなく、強引に貴金属を安価で買い取られたとの事例もあり、特に高齢者の方に注意してほしいトラブルです。

【相談事例】

3日前「どんなものでも買い取る」と電話があり、「本だけなら」と本の買い取りを頼んだ。訪問した業者は「金額査定に時間がかかっている」と居座り、「貴金属はないか」と何度も聞いてきた。怖くなって金の指輪を見せると業者は契約書と5千円を置いて帰った。安すぎるので取り戻したい。(70歳代)

その後、地域の消費生活センターへ相談し、訪問した業者宛てに、はがきでクーリング・オフ通知を発信し、契約解除となりました。商品は返還され、受け取った代金は業者に返しました。

【アドバイス・解説】

- ・業者が突然訪問して、物品の買い取りの勧誘をすることは禁止されています。このような禁止行為を行う業者は決して家に入れないようにしましょう。
- ・訪問で買い取りをする業者から電話があっても安易に訪問を承諾しないようにしましょう。
- ・訪問を承諾する場合は、一人で対応しないようにしましょう。
- ・前もって電話を掛けてきていても、業者は消費者が事前に承諾していない物品の売却を求めることはできません。売るつもりのない貴金属などの売却を迫られても、むやみに見せず、きっぱりと断りましょう。
- ・必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類や買い取り価格、業者の連絡先を確認することが大切です。
- ・訪問買い取り（いわゆる訪問購入）は条件を満たせばクーリング・オフができ、クーリング・オフ期間（8日間）は物品の引き渡しを拒むことができます。
- ・訪問購入がきっかけに見える犯罪まがいのトラブル事例もあり、注意が必要です。

【連絡先】 ◎困ったときは、まず、相談を!

- ・消費者ホットライン（局番なし）188（函館消費者センターまたは国民生活センターへ繋がります）
- ・北海道立消費生活センター 相談専用電話 050-7505-0999（平日9:00~16:30）
- ・長万部町産業振興課 ☎2-2455

入札結果

12月16日分

事業名称	契約業者	契約金額 (税込・円)	予定価格 (税込・円)	落札率 (%)	参加 業者数	工期 (納期)
役場庁舎外消火器購入		不落	3,143,800		2	R7.2.28
普通河川中の川外維持工事	有限会社 かもめ商興	5,720,000	6,050,000	94.55	6	R7.3.28
普通河川オバルベツ川維持工事	有限会社 かもめ商興	3,025,000	3,190,000	94.83	6	R7.3.28

有限会社 石垣自動車商会 (有料広告)

地域とともに歩んで60年
整備士・検査員・受付・営業
委細面談・高給優遇・未経験者歓迎



長万部町字大浜 72
電話：2-2351
(担当：石垣)

急募!!

北海道新聞長万部販売所 (有料広告)

DOSHIN

@取扱紙

@北海道新聞
@日経新聞
@毎日新聞
@スポニチ

道新おざき

本町128番地
TEL 2-2436
営業 平日10時から17時

配達員募集中!